

今からでも遅くはない 企業経営者の味方 戦う弁護士がリアルに語る！
パワハラ防止措置の中小企業義務化スタート!!

中小企業におけるパワハラ相談対応の留意点

コロナ禍で感染症対策と経済の両立が求められ、ESG経営やSDG s の観点から「働き方改革」や「健康経営」・「エンゲージメントの向上」が大変注目されるようになりました。

そのような中で、4月よりいよいよパワハラ防止措置が中小企業の皆様にも義務化されました。今後、ますます企業の「安全配慮義務」が問われるようになり、企業はパワハラ相談に適切に対応することが求められてまいります。一方で、実務上はその相談内容によっては、対応に悩むものもあります。

そこで今回は、経営者側に立って、日夜ご活躍されている岸田弁護士を講師にお招きし、パワハラの実務対応上問題になりそうな場面を例として、その実務対応と留意点について解説します。

- 相談を受ける担当者は誰が適任か？
- 相談者から相談内容を絶対に他者にもらさないでと要望されたら
- 上司からパワハラを受けたので在宅勤務したいと言われら？
- 社内の体制づくりは何から始めるべきか？
- 相談者から受領した証拠はどこまで開示してよいか？
- パワハラ上司と同じ職場には絶対に復帰したくないと言われたら？
- パワハラに関連して労災を申請したいと言われたら？
- パワハラ調査は外部の弁護士や社労士に頼んでいいのか？
- 社内パワハラ報告書を当事者に開示する義務はあるのか？
- パワハラ調査結果に納得できない。再調査を求められたら？

パワハラ
の相談を
受けたら、
どうしますか？



2022年 **7月28日** (木) 15:00~17:00

受講
方法

Webex Eventによるオンライン配信セミナー

※ Webex EventはCisco社が提供する世界で利用されているWebイベント用システムです。
パソコンやタブレットで参加の方はアプリのダウンロードをせずにご覧いただけます。
また、参加者の顔や名前は非公開のオンラインイベントで安心して参加いただけます。

参加
無料

対象者

経営者・管理者の皆さま

講演 講師

杜若 (かきつばた) 経営法律事務所

パートナー弁護士 岸田 鑑彦 氏

申込
方法

裏面のURLもしくはQRコードより
WEBにてお申し込みください。

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 明治大学法科大学院卒業
弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
企業法務。特に労働事件を使用者側に立って数多く取り扱い、
労働組合などにも対応

申込
締切

2022年7月27日 17:00まで

※ 定員になり次第締め切りとさせていただきます。
いただく場合があります。

【主な著作・執筆】

・労務トラブルの初動対応と解決のテクニック
・2019年5月成立のパワハラ対策法に対応! 事例で学ぶ
パワハラ防止・対応の実務解説とQ&A(共著) 他 多数